

神栖市自動販売機設置事業者募集要項

神栖市では、市有施設に清涼飲料水等自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を一般競争入札によって決定します。

入札への参加を希望される方は、この募集要項及び入札公告（以下「仕様書」という。）をよくお読みのうえ、内容を承知したうえで参加してください。

1 入札物件

別紙入札公告のとおり

2 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができるものとする。なお、設置事業者として決定した後に資格要件を満たしていないことが判明した場合は、その決定を取り消すものとする。

- (1) 法人にあつては、茨城県又は千葉県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。個人にあつては、茨城県又は千葉県内に居住し事業を営んでいる者であること。なお、物件毎の詳細な資格要件については、入札公告に定めるとおりとする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に掲げられた者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までまたは第 6 号に掲げられた者でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (6) 市町村税等を滞納していないこと。
- (7) 10 に定める一般競争入札参加申請を行い、市から入札参加資格の確認を受けた者であること。

3 使用許可上の主な条件

- (1) 本件入札は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく行政財産の使用を許可する場合の使用料を定める入札であること。
- (2) 借地借家法の適用はない。
- (3) 落札者となった設置事業者は、落札後 7 日以内に行政財産使用許可申請書を施設管理者へ提出すること。また、翌年度以降分は、行政財産使用許可を受けようとする日の 1 カ月前までに行政財産使用許可申請書を施設管理者へ提出すること。
- (4) 許可物件を公用又は公共用に供する必要があるときは、市は使用許可の取り消しができる。この場合、市の取り消しにより設置事業者が生じた損失を、市は補償しないものとする。
- (5) 本件入札により落札できる区画は、施設毎にそれぞれ 1 者につき 1 区画とする。
- (6) 使用料は、建物屋内に設置された自動販売機は入札金額（年額）に消費税及び地方消費税を加算した金額、建物屋外に設置された自動販売機は入札金額（年額）とし、各年度に市が発行する納入通知書により、市が指定する日までに納入すること。なお、入札金額には電気料金を含まないものとする。
- (7) 電気料金は実費負担とし、年度末に市がメーターを確認のうえ、設置事業者に電気料金を請求する。設置事業者は、請求があった場合は、市が指定する日までに電気料金を納入するものとする。
- (8) 清涼飲料水等自動販売機で販売する商品は清涼飲料水等とし、缶・ペットボトル・瓶・紙パックなどの密閉式の容器入りのものとする。
- (9) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去（原状回復含む。）に係る費用は、設置事業者が負担するものとする。
- (10) 設置事業者は、設置する自動販売機に使用電力計測用の電気子メーター（計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検査に合格したもので有効期限内のもの）を転落防止等の安全性を確保したうえで設置すること。子メーターの設置等に要する費用は設置事業者の負担とする。

4 使用許可予定期間 別紙入札公告のとおり

5 維持管理等

使用許可期間中は、次の事項を遵守すること。

- (1) 商品補充、金銭管理（つり銭の補充を含む。）などの自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うものとする。また、商品の消費期限や賞味期限に十分に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。さらに衛生管理等については関係法令等を遵守し、徹底を図ること。
- (2) 販売する品目の容器等の種類に応じた使用済み容器等の回収ボックスを必要数設置し、使用済み容器等は設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルすること。また、回収ボックスから使用済み容器等があふれないよう周囲に散乱しない対策を講じること。
- (3) 設置する自動販売機は、環境に配慮すべき官公庁施設にあることを鑑み、省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減したものを設置すること。
- (4) 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情の対応については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を自動販売機本体の見やすい位置に明記すること。
- (5) 自動販売機の設置にあたっては、施設の躯体に負担のかからない方法により、転倒防止などの安全に十分配慮すること。
- (6) ユニバーサルデザインに配慮すること。
- (7) 商品の販売価格は、メーカー希望小売価格（自動販売機用）以下とすること。
- (8) 自動販売機を設置する権利を、第三者に譲渡または転貸しないこと。
- (9) 毎月の売上本数及び売上金額を、毎年度末締めにて4月10日までに報告すること（閉庁日の場合は、その直前の開庁日まで）。

6 使用許可場所の返還

使用許可期間満了及び解除等により自動販売機を撤去する場合は、設置事業者の責任と負担により原状回復を行い、市による確認を受けなければならない。なお、設置事業者の都合により、使用許可期間満了前に解除する場合は、3カ月前に申し出るものとし、市は納入済みの使用料を返還しない。

7 自動販売機設置に伴う事故

市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負うものとする。

8 特記事項

(1) 災害発生時の対応

災害等により、自動販売機の設置施設が避難所として開所された場合には、自動販売機内の在庫飲料を無償で提供すること。（災害対応型自動販売機）

(2) 設置台数の見直し

市有施設における自動販売機の利用状況等により、自動販売機を増設することがある。

(3) 許可の取り消し

許可に伴う諸報告に虚偽の内容が認められた場合、または許可条件に違反していることが確認されたのちに市の改善指示に従わない場合は、市は当該許可を取り消すことができる。この場合において生じた損失を市は補償しないものとし、また、既納分の使用料についても返還しないものとする。

(4) 疑義の扱い

この要項の定めのほか、運営に関し疑義があるとき、または使用について疑義が生じたときは、双方協議のうえ定めるものとし、協議が整わないときは、市の解釈により決定するものとする。

9 募集要項の配布期間及び場所

別紙入札公告のとおり

10 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札参加申請に係る書類を申請場所に提出し、入札参加資格を有することを証明しなければならない。

(1) 申請期間及び場所 別紙入札公告のとおり

(2) 申請書類

		提出書類（各 1 部）	法人	個人	備考
作成するもの	1	一般競争入札参加資格審査申請書	○	○	申込案件ごとに作成、提出すること
	2	誓約書	○	○	
取得するもの	3	商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○		発行後 3 カ月以内のものとする
	4	印鑑登録証明書	○	○	
	5	市町村税完納証明書	○	○	
	6	法人市町村民税の納税証明書（直近 2 カ年分）	○		
他	7	返信用封筒 （定型サイズの封筒に 110 円分の切手を貼り、申込者の住所氏名（所在名称）を明記すること。）	○	○	

※複数物件に申し込む場合、「一般競争入札参加資格申請書」は申し込む物件毎に提出すること。

なお、「一般競争入札参加資格申請書」以外のものについては 1 部ずつの提出で可とする。

(3) 申請方法 別紙入札公告による指定の日時と場所に、直接持参または郵送（配達証明付、書留郵便）により申請書類を提出する。また、提出された書類は返却しない。

11 入札の方法及び開札の日時及び場所

別紙入札公告による。

12 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札書が指定の日時までに到達しないとき。
- (3) 同一入札において 2 通以上の入札書を提出したとき。
- (4) 他の入札者の代理を兼ね又は 2 人以上の代理をしたとき。
- (5) 入札書の金額その他必要事項を確認しがたいとき。
- (6) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (7) 入札書が指定された方法で提出されないとき。
- (8) 入札について不正の行為があったと認められるとき。
- (9) 入札条件に違反して入札した入札書。
- (10) 落札数に制限が設けられている案件の内、既に制限数に達している者が行った入札。

13 その他

問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため回答しない。

14 問い合わせ先

神栖市溝口 4991 番地 5 神栖市役所 本庁舎 2 階 営繕管財課
電話 0299-90-1132 FAX0299-95-9920
平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで